

平成12年第12回教育委員会記録

平成12年6月28日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成12年6月28日(水)午前9時00分～午後2時00分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 舟 生 清 委員長 大 門 哲
職務代理者 丸 田 頼 一
委員 鬼 丸 かおる 委 員 丸 田 頼 一

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與 川 幸 男 学校教育部長 栗 田 和 雄
庶務課長 伊 藤 重 夫 学 務 課 長 和 田 義 広
施設課長 横 山 薫 社会教育部長 辻 武
指導室長 石 倉 敏 雄 社会体育課長 荒 井 健 一
振興課長 木 下 勝 中央図書館長 古 川 正 司
社会教育
センター所長 土 佐 和 男 中央図書館
次 長 赤 井 則 夫
事務局職員 庶務課係長 伏 見 博 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 後 藤 行 雄

傍聴者数 1 名

会議に付した事件

- 議案第76号 杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について……可決
杉並区教育委員会委員長の選任について
- 報告案件 1 平成12年区議会定例会の一般質問について
2 杉並スクール協議会の設置方針(案)について
3 杉並の教育を考える懇談会の進捗状況について
4 学校基本調査結果の速報
5 私立幼稚園等少子化対策事業助成について
6 図書館協議会の諮問事項について

委員長 ただいまから平成12年第12回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。今日は複雑なタイムスケジュールがございます。活発にお願いしたいと思います。なお本日の署名委員は、大門職務代理者をお願いいたします。

まず、議案第76号、「杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について」、センター所長、お願いします。

社会教育センター所長 今般、委員の委嘱がございますが、これについては先般PTAの代表1名、区議会議員の選出、3名の変更に伴うものです。それでは議案を朗読させていただきます。

「議案第76号 杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について。右の議案を提出する。平成12年6月28日。提出者 杉並区教育委員会教育長 與川幸男。次の者を杉並区立社会教育センター審議会委員に委嘱する。平成12年6月28日付。(規則第3条第2号該当)東京都杉並区和泉3丁目 安本ゆみ。(規則第3条第6号該当) 東京都杉並区阿佐谷北4丁目 鈴木信男。(規則第3条第6号該当) 東京都杉並区永福3丁目 上野章子。(規則第3条第6号該当) 東京都杉並区方南1丁目 大室義郎。

提案理由。委員に欠員が生じたため、新たに委嘱する必要がある」ということです。新たなメンバーについては、次の頁に記載の14名ということになります。

次の頁に安本さんの履歴書が添付してありますので、ご覧いただきたいと存じます。

委員長 それでは何か質問等ございますか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 ではご承認いただきましたことといたします。

続いて日程第2、「杉並区教育委員会委員長の選任について」を上程いたします。このたび私の委員長としての任期が今月29日をもって満了いたします。このため、新たな委員長の選任をしなければなりませんので、議題といたします。

選任の方法ですが、会議規則第6条の規定により、投票または指名推薦の方法がござい
ますが、いかがいたしますか。ご意見をお伺いいたします。

鬼丸委員 指名推薦が適切かと思えます。

委員長 指名推薦の方法にてというご意見がございしますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、指名推薦によることといたします。ご指名をお願いいたします。

鬼丸委員 はい。大変ご苦労だとは思いますが、舟生委員に続いてお願いしたいと思います。

す。

委員長 ただいま指名がございましたが、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、舟生委員が委員長に就任することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、決定することといたします。6月30日、明後日より委員長に就任いたします。以上で委員長の選任を終了いたします。

続いて報告案件に移ります。1番「平成12年区議会定例会の一般質問について」、庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは私のほうから6月区議会定例会の一般質問についてのご説明をしたいと思います。配布資料に訂正箇所がございます。5頁の上から2段目に「共産 公明」と入っておりますが、政党名と名前を混同しておりましたので、「公明」を「小倉」と訂正をお願いいたします。

今回の区議会の関係では、6人の方から、いわゆる教育委員会に関する質問がございました。大きなところをザットお話申し上げますと、1つが、都費事務職員による使い込みに関して、どうだったのかというようなところが1点。それに付随して、今後の対応策ということと、監査委員会に対しても、監査委員会として、どういうふうに考えているのか。そういったところがちょうど下段になりますが、出されております。

1頁めくっていただいて、教育委員会の、いわゆる「教育権の独立」ということで、区長と教育委員会の双方がどのような考えをもっているのかということ、それぞれ、教育委員会の独立性、自主性を基本として、区長部局との調和を図ってまいりたいというような答弁をしております。

行革関連でも話が出ておまして、学校給食の民営化、南伊豆健康学園等についての検討状況がどうなっているのかという、検討状況についてのお尋ねです。

3頁では、学校の自由選択化についても質問が出されておまして、「拙速な結論を出すべきではないというふうに考えているけれども、どうか」というようなことで出されております。これらについては、懇談会での議論とか、学校関係者の意見を踏まえながら対応していきたいというような答弁になっております。

4頁目で、30人学級等についての、これは従来からさまざまな形でご質問がされているところですが、30人学級の問題。

もう一つは、いわゆる教育の授業の中身というようなことで、学校教育の授業について

の問題といったところが出されております。

学校給食についての捉え方というか、委託化についての問題ということで、ここでいくと5頁、6頁あたりで、いろんな角度から検討会での検討の状況とか、今後のスケジュールとか、そういったご質問が出されております。

私のほうからは以上です。今回、初めてこうした形でまとめさせていただきましたが、本会議での答弁の中で、若干言葉が違って答弁しているところもございますが、趣旨としては、大体このような、今回資料に載っているような趣旨で答弁しているところです。

委員長 教育長はじめ、本会議に出席している方も多いわけですから、何かあったら補足説明を。あるいは皆さんのほうからご意見質問等ございましたら、遠慮なく。

鬼丸委員 6頁の下から2段目の「委託」の話ですが、ここで、「他地区では委託の経費が11年後に3倍になる」と書いてあるのですが、これはどういう根拠で、どういう趣旨の質問だったのでしょうか。

学務課長 ある区の例について、ある会が調べた情報が流れておりまして、生徒1人当たり、委託料の金額は情報公開で取れますから、その学校の委託料をとって、その区といえますか、11年前、委託を開始したときと11年後で、1人当たりに見てみたら3倍になっていたというような資料が出ています。それを踏まえてのご質問でした。

いずれにしても、私どもではこういう区の状況も調べてございますが、現在の委託料と、私どものいまの直営の委託料との比較というようなことは、検討会ではしているところです。

委員長 よろしゅうございますか。

鬼丸委員 はい。

丸田委員 いちばん最後に区立幼稚園の状況が質問されていて、答えられていて、「報告書を取りまとめる」と書いてあるのですが、いつ頃のスケジュールということでしょうか。

学務課長 来年3月、12年度中の検討ということを考えておりますので、13年の3月を目途に、いま大体月1回くらいのペースで検討を進めているところです。

丸田委員 庁内で。

学務課長 教育委員会と保育課長さんが入って、それからあと、書いてありますが、幼稚園長会の代表2名ということで、園長ということになります。兼務の校長先生ということで、2名参加していただいている状況です。

委員長 それでは、1番の、区議会定例会の一般質問については、以上で終わりにさせていただきます。

2番「杉並スクール協議会の設置方針（案）について」。3番「杉並の教育を考える懇談会の進捗状況について」、以上、事務局副参事、お願いいたします。

事務局副参事 それでは順を追って2番の「スクール協議会」のほうからご説明いたします。お手元に資料が配付されていると思いますが、名称も含めて（案）ですが、「杉並スクール協議会の設置方針（学校評議員制度）」と記載しておりますが、これは学校評議員制度の仕組みとして、杉並版としてどういうものが考えられるかということ、案としてとりまとめたものです。

1番の「設置の背景・考え方」等については、上段のほうで、「いじめ・非行の問題」などといった最近の、設置の背景が書いてありますが、中段の所から、「そのためには学校と家庭と地域社会が相互の連携と協力を強めて、それぞれが教育的機能を十分に発揮することが重要である」というような視点をもっております。

また、学校が今後、より地域に開かれた特色ある学校づくりを一層推進していくためにも、保護者、地域住民などの意向を把握して反映していく必要がある。このような視点で、学校評議員制度である「杉並スクール協議会」を設置するというのが、基本的な考え方です。

2番の「設置形態」は、先ほど申し上げたように、これはあくまで学校評議員制度の性格を持つものです。同協議会は、学校ごとに設置して、その構成は、教育に関して理解や意識をもつ地域の有識者、保護者、その他校長が必要と認めた者から成るものとして、15名程度の委員を考えております。また委員については、校長の推薦を受けて、区教育委員会が委嘱する形になります。

3番の「協議会の役割」は、「協議会は校長の求めに応じて、主に次のような事柄について協議をし、意見を述べるとともに、評価を行うものとする」ということで、大きな柱として4つほどあります。

1番目が「学校の教育活動に関すること」。2番目に「学校の運営に関すること」。3番目に「学校の施設に関すること」。4番目に「その他」といったような内容です。

大きな4番目で「教育委員会の役割」ですが、「教育委員会は校長から推薦のあった者を委嘱するとともに、毎年度末に協議会の運営状況、あるいは評価内容などについて校長から報告を受ける」というような役割を担います。

5番目に、この協議会の事務局ですが、「校長が指名する学校の教職員等が当たる」というふうに考えております。

6番目の「経費支弁」は、「予算の範囲内で支弁する」ということです。

7番目に「評価表の作成」というのがありますが、「校長は特色ある学校づくりの取り組みに関する成果と課題に対する評価項目を作成する」として、それを受けて協議会は、その評価項目に対して意見をとりまとめ、校長に報告する」というような形で、「評価表の作成」というのをここに記載しております。

こうした方針を受けて、8番目ですが、委員の推薦や委嘱の手続等、設置に関する設置要綱を今後定めていく」というような考え方で、現在の案がまとまっておりますので、今日ご報告させていただきます。

それでは3番目に「杉並の教育を考える懇談会の進捗状況について」ということで、これは大きく2点に分けて説明いたします。1つは口頭ですが、第3回の「杉並の教育を考える懇談会」の簡単な開催状況についてご説明いたします。これは資料がありませんが、先日、6月13日、火曜日の6時半から、おおむね8時40分くらいまでの間で、第3回の懇談会が開催されました。懇談会は前回に引き続き、「学校で子どもたちが生きる喜びいっぱいになるには」という大きなテーマの下、意見交換をしましたが、第3回においては、子どもたちに学ぶ喜びを持たせるための授業、まず学校の授業が大切ではないかということで、学校の土俵の中での議論が展開されました。

いくつかの意見をご紹介しますと、例えば、基礎・基本の学習と、課題選択型の学習とに分けて、それをメリハリを付けて、週の前半は、例えば基礎・基本、あるいは午前中は基礎・基本で、午後は課題選択型とか、いろいろなメリハリを付けた杉並方式のカリキュラムというものを模索してはどうかというような意見が出されました。

そのほか、「TT教育の充実」とか、「地域の人材をもっと積極的に活用していけばいいのではないか」というような意見が出ました。いずれにしても、限られた予算というものはいろいろあるけれども、その中でどう工夫していくかというようなことが大切なのではないかというような意見が出されました。

また、具体的な他県の例ですが、千葉県柏市の例がある委員から紹介されて、千葉県柏市では、若い、いわゆる先生の卵、教員免許は取得しているけれども、採用されていないような若い先生を登録して、各学校に派遣しているような制度がある、こういったものは参考になるのではないかと。

あるいはクラス単位の授業というものを固定化しないで、教科によっては複数のクラスで授業を行っていったらいいのではないかとというようなご意見が出されました。

当日、42名の傍聴者がありまして、会の終わりに2名ほど会長が指名して、発言、感想をいただきました。

次回、第4回ですが、7月4日の火曜日6時半から、区議会の第3、第4委員会室で行います。また、次々回も決まっています、第5回が7月31日の月曜日、同じく6時半から同じ会場で行う予定になっています。以上、第3回の開催状況を口頭でご報告いたしました。

2点目は、お手元に資料がありますが、「杉並の教育を考える子ども集会（小学校・中学校）」としてありますが、実は、「杉並の教育を考える懇談会」の設置方針の中で、子どもたちの意見を、集会というような形で、何らかの形で懇談会に反映させるような仕組みも考えていきたいというようなことをご提示しておりましたが、ここにきて、5つほどの小学校のご協力が得られるということで、こちらに記載してあるとおり、本日からですが、杉並第五小学校を筆頭に、久我山小学校、杉並第十小学校、桃井第三小学校、桃井第一小学校という順番で、5つの小学校に子どもが出向きまして、備考欄に書いてありますが、懇談会の委員の先生も、今日現在、何名か、1名から3名くらいの範囲で、時間のあふ限りで来て、一緒に子どもたちの中に加わって、いろいろ意見交換しながら、子どもたちの意見を聞いていきたいというような企画を立てております。

それから欄外に書いてありますが、中学校については、現在、「生徒会サミット」というものがあるようで、これは1年に1回、生徒会活動の一環として、各学校の生徒会の代表が一箇所に集まって、いろいろ議論するというのですが、この活用をいま調整しております、いまのところ7月の13日か17日あたりに、臨時のサミットを開いていただけないかということで、いま担当の校長と調整しているところです。

簡単ですが、私からは以上です。

委員長 いろいろありましたが、「スクール協議会の設置」、その他質問等ございましたら、お願いいたします。

丸田委員 スクール協議会のことで、例えば、最終的な成果というのは、実質的に、7番目の評価表の作成みたいなのところに読めるのですが、それで、「評価項目を作成する」ということで書いてありますが、「評価書を作る」のではないですか。どっちかというところ。3に書いてあるような内容について、「評価項目を作る」というのは。

事務局参事 評価項目といいますか、評価表の中に評価項目があるわけですね。ですから、評価書と言ってもよろしいかと思いますが。

丸田委員 だから、調査書というか、調査報告書というか、そういうようなものを作るわけですね。こういった15人の方たちが一体になって、いろいろディスカスして、定量的にできるものも、定数的にできるものも、いろいろあるだろうけれども、それをとりまと

めに入るんじゃないですか。

事務局副参事 あくまで作成するのは7番の標題どおり、「評価表」というものを作成するのですが、その中に、「校長の求めに応じ」というところがあります。校長が各学校で定めている教育の基本目標とか基本計画の中で、「今年はここに、こう重点を置きたい」というようなものがあると思うのですが、そういったものに対して、その評価の項目を作成して、それに対して、協議会側は意見をとりまとめて、最終的には、ここでは「評価表」というふうになっていますが、「評価書」みたいなものをお出しするという形を考えています。

丸田委員 ……つくって、そこに何かいろいろね、基準を決めて、それで。

事務局副参事 基準については、変な話、ABC評価とか、あるいは記述で評価するとか、それはそれぞれの学校の校長先生の考え方で、考え方を規定していけるという考え方です。

丸田委員 それから、これは公表といったことは、どういうふうにお考えですか。

事務局参事 対外的な公表ですか。

丸田委員 はい。

事務局参事 これは、情報公開の請求があれば、公開の対象にはなりません。

丸田委員 積極的にはやらない。

事務局参事 積極的にするかどうかについては、まだ詰めておりません。

丸田委員 まだこれからね。

事務局参事 はい。

丸田委員 どうせこういう地域に開かれたという趣旨からいって、公表というのはいくらくっ付いてくると思うのです。それでどうしたらいいのかということが、もっと輪が広がってね。

事務局参事 基本的には、各学校の校長先生がその評価をいただいて、運営に当たっていくということですので、学校単位で公表するという事も考えられますし、また教育委員会にも、その項目が上がってきますので、教育委員会サイドで、各学校の様子を公表する、まとめて公表するかどうかについては、今後の検討課題ということになるかと思えます。

大門職務代理者 この内容、とてもいいと思うのです。これまで、中教審の最後に、この議論があって、「設置する」というふうにはっきり断言しないで、「検討するのが望ましい」というふうに、ちょっと曖昧な表現になっていた経過は、多分ご存じだと思いますが、これさえ設ければ、学校は非常に良くなるというふうに必ずしも言えないのです。アメリカ辺りだと、これがあるおかげで、中が二分して対立して、学校が混乱するというケース

が少なくないのです。そういうこともあって、中教審は最後に、「設置する」と断言せずに終わったのだと思いますが、この内容を見て、いろんな意味で、委員も校長さんがよく考えた上で選任するというふうに、校長さんにかなり責任を持たせる形の運営になっているのです。そこを最後まで守ってもらいたいなと思っていますが。

事務局参事 その点については、そのような考え方で、いま準備をしております。

委員長 区内の小中学校では、この件については学校の現場では、何の抵抗もなく、校長さんたちに受け入れられそうなんですか。

事務局副参事 実はこういった案を、指導室のほうと叩きながら作りまして、小中学校は各校長会のほうを通じて、事前にご意見等をいただいております。文言の訂正等も、もちろんその中で意見をいただきまして、こういった方針で作っていくということについては、校長会を通じて各学校長に、いま流していただいております。

指導室長 名称は違って、各小学校も中学校も、やはりこの学校評議員制度等については、非常に関心が高く、やはり自分たちの学校をより良く改善しようと、また、開かれた学校にしていこうという取り組みで、この間、一応調査を、都のほうから、どのくらいの割合で行われているのかという実数がありました。詳しい実数は、いまここに持ってはいないのですが、小学校が確か 27 校くらい、中学校が 7 校ほど、何らかの形で今年度からスタートしながらやってみようという形になっております。ですから、整合性をとるためには、やはり区のきちんとした、このような形の要綱と、これから学校がしていこうとすることをきちんと合わせてやっていくことが大事なことかなと思っています。

委員長 私が気になるのは、一つの、子どもと先生、子どもと学校が、本当に密着して、さっきもどなたから、授業がどうのこうのという、報告の中にもあったけれども、またこういう形で、忙しさ、子どもと授業で取り組むというところでない、別な面での忙しさということが、学校の現場から嫌われる面がありはしないか。それでなくても、何だかこの頃は、第三者の方々が学校を見て、先生たちにゆとりがない、学校にゆとりがないというようなことを、よく聞くものだから、先生たちはまたこれで、一つのノルマとして、校長の裁量でやってもいい、やらなくてもいいというなら、これはいいのですが、やはり行政サイドからのこういうことであれば、全校これをつくるというようなことになっていくだろうから、そこにまたいろんな面で、構成する先生たちの考え方、それをまとめていくための苦労とか、そういうことがあるんじゃないかと思って、そういう点で多少危惧をもつだけけれども。そういう点、あまり無理をせずに、いまの話ではないですが、中学校は 7 校というと、早い話が 3 分の 1 に満たないわけですね。小学校は、20 数校といいまし

たね。半分ちょっと上ということかな。残ったのは、教育委員会側としては、今年度中に設置せよとか、来年度までには設置せよとかと、そういうことはどうですか。現場へ命令的に申し上げるわけですか。

事務局参事 では私のほうから。まずこの協議会を各学校長が設置するという考え方ですが、運営については、毎学期ごと、ですから年3回、何らかの形でこういう関係者にご意見を聞く、または学校を見ていただく機会をつくっていただくという考え方です。

そして、学年末においては、1回評価をとという形をとっていただくということです。この制度の設置については、法律が優先しますので、法律の中では、学校長が設置することができる規定になっております。ですから、できる規定ですので、作る作らないは、学校長の判断です。判断ですが、作ったときに、評議員さんを選任するのは、教育委員会という形になっているので、教育委員会が選任する以上、何らかの要綱が必要である。要綱をつくるためには、教育委員会としての設置方針がなければならないということで、こういう考え方でまとめてきている、このような考え方で進めようかと思っております。

ですから、各学校で、立ち上げが、すでに先行してある所もありますが。

委員長 そうそう、そういう所は。

事務局参事 ない所は、こちらの動きを見てつくられてくるのかなと思いますが、どうしてもつくらなければならないという義務的なところはないというふうに考えております。

委員長 やはり15名を校長が選ぶということ。

事務局参事 この15名も、「程度」ということで、すでに選考している学校があって、15名程度入っておりますので、この人数を絞りますと、新しくできた制度にある程度制約されますので、やめてもらうというようなことになると、せっかく立ち上げている所の運営がギクシャクするかなと思いますので、「15名程度」ということで、少ない学校は7人でも5人でもいいということになる。多い所でも15人程度でないでしょうかという考え方を示しているというふうにご理解いただければと思います。

委員長 なかなか学校現場では、こちらでは考えられないような、やはりこういう、ある意味での、学校を評価する委員を選定するとなると、自選他選で、いろんな圧力が校長さんたち、あるいは学校にかかってくる学校もあるということですよ。

いま言われたように、もうすでにスムーズに立ち上がっている学校等については、特に問題はないのだろうけれども、なかなか苦勞の多い学校もあるということを考えてやっていただきたいということを、私は申し上げたいわけです。

大門職務代理者 「できる規定」だから、もし「設置しない」と言っても、「しろ」とい

う、命令は出せないのね。

事務局参事 はい、出せません。設置する場合には、教育委員会のほうで委嘱するという考え方です。

委員長 この件については、よろしゅうございますか。

教育長 あと、名称が「杉並スクール協議会」、これは、当面仮称ですが、「スクール」という横文字を使う背景がありますか。例えば、素直に言えば、「杉並学校協議会」ですよ。それをあえて「スクール」にするというのは、協議の過程で何かあったのでしょうか。

事務局参事 区によっては、「学校評議員」という形で使っている所もありますし、「開かれた学校運営協議会」とか、そういうような言葉が使われている所もあります。

「協議会」という名称と、「評議員」という形のものが2つあるわけですが、私どもは、「協議会」という形にはしていきたいと思っております。「スクール」というのは、少しハイカラ的なところというか、ネーミングをちょっと考えたわけですが、これについても、校長先生方に聞きましたが、特段これについて、良い悪いという言葉はございませんでした。ほかに適当な言葉があれば、ネーミングがあれば提案していただきたいという働きかけもしたのですが、特段のネーミングは出てきておりません。もしこれでちょっとこだわりがあるようでしたら、まだこれは案の段階です。

委員長 これは、例えば、ここに「杉並第七小学校」というのもある。そうすると、杉並第七小学校・杉並スクール協議会」という名称になるわけですか。杉並第七というのは全然付かないの。

事務局参事 冠を付けるか付けないかは、各学校で、またこれを基に運営していくわけですので。

委員長 何かこう、「杉並スクール協議会」というと、杉並全体の、そういう感じがして、ある個有の、杉一なら杉一、杉二なら杉二という印象が何となく薄いような感じがするんでね。まあそれは、僕の感じだけかもしれませんが。

事務局参事 学校では、自分の学校名をまた頭に置くというようなことは考えられますが。

委員長 そうだろうね。杉並スクール協議会という、全体のそういうものは特にはないんでしょう。

事務局参事 ありません。

委員長 これは学校ごとにあるんでしょう。

事務局参事 学校ごとにつくられるものです。

委員長 まあそらの名前も。

事務局参事 ネーミングが課題になっていますが。

丸田委員 毎年度末に、いろいろ、それこそ評価書とか、どういうふうに呼ぶのか、それを出すことになっているけれど、相当作業量も多いし、大変ですね。

事務局参事 いえ、作業量といいますと、各学校で校長先生が、自分のところの教育課程計画があるわけですね。それに基づいて、協議会のメンバーから評価をいただきますね。出されたものを、教育委員会もいただくと。基本的には学校にいただくわけですが、学校に出されたものを教育委員会にも上げていただく、情報として上げていただくということ。

丸田委員 だから、実質この協議会の運営というのは、ものすごく大変だし、その方たちも含めて、大変な量になりますね。どの程度に見るか、人によって違うから。例えば大学なんかだと、評価書とか何かは、大体5年に一遍くらいですね。

事務局参事 評価項目は、それほど多くはないというふうに見ているわけですね。

丸田委員 毎年やるというのは、すごく、せつつかれている感じがするんですね。これはこうだとか、これをやんなきゃいけないとか、これを向上させなきゃいけないとか、絶えず、追いかけて。まあ、そう短期的にやるというのも良い面もあるけど、ちょっと幅を置いたほうが良い場合もあるわけですね。ビジョンみたいなものとか、夢だとか、ちょっと時間がかかるものとかあるわけですよ。それを全部、お金があったらできる。お金もつかないのに、どんどんどんどん評価されていって、それで、悪く次のものになると、逆効果になる側面もあるんですよ。

事務局参事 評価項目は、各学校長が作りますので、何とも言えないのですが、例えば足立の場合ですと、教育委員会が作る評価項目のスタンダードなものがあるわけですね。それは、5段階評価になっているのです。そのどこかにマルを付ける。いちばん良い場合には「5」の所にマルを付ける。それだけで評価を終えるというやり方で評価するという所もありますが、私どもは、そういうことではなくして、記述式でも構わない。それは学校長さんの判断にお任せしよう。ただ、上がってきたものを教育委員会にも報告していただくというルートだけをつくっておこうという考え方です。

教育長 いずれ、その評価項目のスタンダードといたしますか、一つのモデルといたしますか、それは、もしさしつかえなければ、どこかの段階で教育委員会にご披瀝いただければ、また先生がおっしゃったようなことが理解し合えるのではないのでしょうか。

事務局参事 教育委員会では、そのヒナ型を作る予定はないんです。

教育長 ないんですか。

事務局参事 はい。各学校長さんが、自分の所の教育課程を念頭に置いて、評価項目を。

自分の学校は、本年度こういったことに力を入れていきますよと。そのことについて、協議会のメンバーが、このとおり成果が上がっているとか、上がっていなかったとか、評価をいただこうという考え方で進めようということですよ。

教育長 もちろん各学校で作るのですが、スタンダードといいますか、当然、公教育ですから、とんでもない違いはないわけで、大まかにこんなようなことがということは、逆に学校側から示してほしいという言い方も変ですが、例えばスタンダードはどんなことなんでしょうかとか。例えば学校で、本当は聞かなければいけないのに、ガバッとそれが漏れちゃってとか、そういうことも心配。学校長にお任せすると言いながらも、ある部分がスッポリ抜けていると、評価の意味がなくなってしまうので、大ざっぱなスタンダードというのは必要じゃないんでしょうかね。

事務局参事 とも思ったのですが、5段階評価で全部やるという、どこかにマルを付ければいいという簡単な評価もありますし。

教育長 私はそういうことを言っているのではなくて、項目が、例えば「開かれた学校」とか「特色ある学校」とか、「授業のやり方」とか、「選択の問題」とか、そういう項目が、例えば20項目なら20項目、その中でガバッとあるものが漏れて、ある学校は3項目しかやらない。そうすると、授業の中身もそれでは評価のしようがないよというような学校が出てきていいんですかということですよ。丸田先生も、そういう趣旨でおっしゃっているとと思うので、どんな項目が想定されていて、どの程度のやり方になるんですかということで、ある程度のスタンダードというものを見たいなということだったのです。

事務局参事 いまのところ、学校の教育課程を指導室のほうへ上げていますね。その中から評価をしていただくという考え方です。学校によっては、教育課程の中身が若干違うわけですから、その辺についてはお任せということですが。今後はそういうことで、ある程度のスタンダードのものが示せるようでしたら、研究してみたいと思います。

事務局副参事 その点につきまして、あくまで今日お示したのは案ですので、各論については、今後、各校長会を通じて各学校長の意見を汲み取りながら、細部については決めていきたいと思います。それでまた折りがあれば、固まった時点で報告させていただきたいと思います。

教育長 はい、ありがとうございました。

委員長 要するに、校長さんがここに、杉並第七小学校というのがあると。この学校を、

校長としてとにかく引き受けて、区民の子弟を教育していくために、私の学校ではいまの教育課程という話は、こういう目標を立てて、杉並第七小学校の子どもたちを育てていきたいんだと。

そして、平成 12 年度はこういう学校目標を立ててやったと。それについて、評議員のあなたたちは、どのように見られますか、評価しますかということ、校長が聞くということなんだよね。

事務局副参事 まさしくそのとおりですね。

委員長 そういうことなんだ。

事務局副参事 はい。

委員長 そのことを、やはり押さえて。一般的に。

事務局副参事 評価するとか、そういうことではありません。

委員長 何かかにかということになると、えらいことになりますからね。

事務局副参事 そういうことではありません。仮に杉七小に、例えば「心の美しい豊かな子」という目標があるとすれば、その中で、例えば今年はその中でも、仲良く助け合う子づくりを主に中心に置きたいというようなフレーズがあれば、その部分について、授業の面でどういうふうにしたかとか、地域活動の面ではどうでしたかとか、簡単な、ある意味では焦点を絞って、そこだけを地域の方々に見ていただいて、評価、ご意見、あるいは、ある意味ではご協力もいただいていくという、そういう仕組みです。

委員長 何から何までやっていたんじゃ、本当にえらいことになっちゃうから。やっぱり。だから、いま教育長が言った、区としてのマニュアルというのも、細かくそういう意味ではなくて、教育目標について、どういうふうな達成度が見られたかという、そういう程度のことだろうから、あっちの隅だけ突っついて、こっちは何も知らなかったというのでは、学校運営上困るだろうという程度のことだから、そこらは、ひとつ考えてみていただければ、それでいいと思います。

鬼丸委員 ちょっと気になるのは、せっかく学校評議員制度をつくるんですから、舟生委員長がおっしゃったような制度だと思うのです。学校長が、その目標をなるだけ到達できたとかいう評価がほしいということだと思うのですが、ただ、外から見た場合、自分で目標を設定して自分で評議員を選んで、それでもらったのでは、結局、自分で自分を採点しているのと同じではないかという、悪く見ればそういうふうにももっていかれる可能性があるのです。要するに評価項目についても、評議員についても、もう少し、学校長の目の届く範囲だけに限るといえるのはどうなのかなということが、ちょっと気にはなります。自己

採点みたいになってしまうので。

大門職務代理者 そこが難しいところなんです。ちょっと意見が違っているんだけど。

それで、あまり学校の人事権にまで口出しちゃう委員会ができてしまう。それで結局、中教審は、最後まで迷った上で、校長に責任をもたせる運営とした。

委員長 そうそう、大変なことになるからね。

大門職務代理者 最悪の場合、そこまでいってしまいますと。

委員長 何年何組の担任は、とんでもないもぐりだなんていうことになったら、学校の運営を混乱させる基になるから、そこはやはり、きちっとしなければならない。

教育長 そういう発言というのは、いちばん出やすい発言なんですね。

委員長 そうそう。

大門職務代理者 だから、なる委員の方にも、この委員会の性格をよく説明した上で運営していきませんか、学校と委員会の対立ということが、アメリカ辺りではしょっちゅう起きるんですよ。

委員長 そうそう。恐ろしいことです。

大門職務代理者 校長派と委員会派がと分かれているとか、そういう悪い例はたくさんありますのでね。

委員長 それで、委員会の中でまた2つに分かれたりね。

大門職務代理者 そうなんです。だから、この委員会の運営はなかなか難しいんですよ。

そういう意味で、最終的に校長がすべて責任をもつと。もうこれ以上混乱したらやめちゃうということが出来る形になっているんだと思うのです。

教育長 これは任意規定ですから、つくらないこともできるということにもなるわけですね。ただ、私の立場からいえば、全校円満に実施をしたいと思っております。

委員長 要するに、基本的には、開かれた学校というものをつくっていきたいんだという杉並の姿勢をね。何かその、何かの。

教育長 ただ、いま大門先生がおっしゃったように、そのために学校が混乱したり、学校経営がスムーズにいかなかったり。

委員長 そうそう。

教育長 つまりマイナス効果が出たのでは、これは何もなりませんので。これはやはり学校を良くする、特色ある学校づくりということですので。

大門職務代理者 そのことに力を入れてもらいたい。校長もやはり虚心に評価していただきという姿勢をもたなきゃ。それを信頼するわけだから校長さんに任せるので、その点同

じだと思うのです。率直に批判してくれという気持ちを校長さんがもたなければいけない。

鬼丸委員 やはり大門職務代理者がおっしゃったように、自分でやったことを自分で評価してもらって、ああ自己満足だというふうに見られると、むしろマイナスだと思うのです。そこをどうバランスをとるかが、いちばん難しいので。

大門職務代理者 反対しそうな人も選ぶと。

教育長 若杉小学校が、宮島校長がアンケートを出しても、何とというか、聞くに耐えないというか、大変厳しいご批判も、素直にそれを活字にして、また保護者に返したという例がありますので、まさに虚心坦懐に聞く姿勢がほしいですね。

委員長 では4番の「学校基本調査結果の速報」、並びに5番の「私立幼稚園等少子化対策事業助成について」、学務課長お願いします。

学務課長 簡単にご報告させていただきます。報告2件の前に、大変恐縮ですが、1枚、5月1日現在の児童生徒数の調査の表が配ってあります。東田小学校2年生の児童が1名減、高井戸中学校の2年、3年、それぞれ1名ずつ増ということで、訂正の報告が学校からきましたので、差し替えのほうお願いいたします。

それでは学校基本調査の速報について、ご報告申し上げます。これは、区の独自集計ということで、都あるいは国のほうの集計は、秋以降だと思うのですが、もう少しかかります。

まず1番目の1頁、「児童生徒数の推移」ということで、引き続き減少傾向にあるということで、平成12年度については、小学校が427名減、中学校は290名の減ということで、それぞれの率になっております。傾向のほうは、グラフのほうをご覧くださいと思います。

次に2頁目の「外国人の児童生徒数」ですが、平成12年度は小学校が144名でプラス11名、中学校は変わりません。これらについては、大体小・中ともで0.7から0.8%ということで、率的にはほぼ安定しているのかなという状況になっております。

次に3頁の「帰国子女児童生徒数」ですが、平成12年度、小学校で117名、0.7%、中学校で31名で0.4%という状況になっております。傾向的には、そこに数字のほうのグラフがありますが、大体小学校が0.6%から0.7%、中学校は0.2%から0.4%の範囲というようなことになっております。

次に4頁で、「長期欠席者の状況」です。これは、右の5頁に「中学校」ということで、それぞれ分けてありますが、小学校については、平成11年度が156ということで、これは全児童数に占める比率は0.87%ということで、昨年より若干数字は落ちています。

ただ、不登校に区分される部分が71名ということで、全体の長期欠席者の中の45.5%ということで、昨年の38.7%よりはかなり増えてきたのかなということです。

平成11年度からは、50日以上長期欠席者の項目がなくなっているということで、括弧書きの記載がないということです。

中学校のほうは、全体として205ということで、生徒数に占める率は2.68%で、これも前年比減になっております。不登校という所に192という記載がありますが、93.7%、いわゆる欠席者の前年が87.8%ですから、不登校に分類される部分が増えてきているという傾向がございます。

次に6頁、「転入・転出者の状況」、これは1年間を通じますので、統計的には平成11年度のものがいちばん直近のものになります。小学校、中学校、その記載のとおりということで、いずれも18ないし16名の転入超過というようなことで、大体傾向は例年と同じようなものになっております。その辺はグラフのほうでご覧いただければと思います。

8頁、最後になりますが、「中学卒業者の進路状況」。平成11年度全体として、97.8%進学しているということで、以下は記載のとおりです。

なお、この2,593の内訳の中で、全日制に行った方は2,456人、定時制が75、通信制25、高等専門学校が19、盲・ろう・養護学校が18というような状況になっております。

引き続き「少子化対策」のほうへ移ります。これについては、平成11年8月25日の教育委員会で、事業の概要についてご説明申し上げました。その事業交付金、あるいは予定金額が固まったということで、ご報告申し上げるものです。ちなみに、この事業については、全国の規模で行われているもので、全国的には2,000億円という予算の中で行われたものです。

1番の「交付金額」ですが、平成11年度は1億497万3,186円、平成12年度がその残余の額ということで、4,446万3,325円です。

事業の内訳は、「緊急設備整備」、「預かり保育等情報提供」ということで、記載のような状況になっております。それぞれの事業ごとの、平成11年度、平成12年度の割振りについては右のとおりです。

3番の所になりますが、規模別に「総額」と「預り保育を除いたもの」と、「預り保育だけのもの」という表を作っております。前にもご説明したとおり、杉並区では少子化対策を進めるという観点がありましたので、預り保育を推進させるということで、加算額を付けた形でこの事業を組み立てたということで、いちばん下の欄になりますが、新規実施が7園、充実拡充が14園、もともと取り組んでいた園は16園です。ですから、16園の

うちの 14 園に取り組んでいただいたということで、結果的には定員が 118 人増になって、現行の 272 から 390 まで、平成 12 年度以降は拡大できるのかなという状況になっております。

後ろのほうに、園別といたしますか、園の名前は伏せてありますが、大体どんな事業が行われたかという資料が付けてあります。それから、前に説明した事業の考え方の資料を、参考資料として付けてありますので、ご覧いただければと思います。

委員長 ご質問等ございますか。

教育長 学校基本調査速報は、毎年このパターンでわかるのですが、これは、例えばまちの人が見たときに、小学校、中学校の児童生徒数がこの人数だなと。そうすると、当然、私立も国立も、みんなこの中に入っているんだと思うのが普通だと思うのです。その点の配慮というか、その辺の数値などは、やはりこういう形で小学校、中学校といわれると、なぜ杉並区立だけなのという、要するにまちの人が見た場合にどうなのかなという配慮を、この統計速報の中にうまく入れられないかということですが。

学務課長 今後工夫してみたいと思います。

委員長 よろしゅうございますか。それでは最後に、「図書館協議会の諮問事項について」、中央図書館次長、お願いします。

中央図書館次長 お手元に配布した資料は、そのときの中央図書館の館長から協議会の会長宛に出した諮問書です。最初に、4 月 14 日に諮問したのですが、教育委員会への報告が遅くなったことをお詫びいたします。

中身ですが、「児童資料を含めた児童資料室の有効活用について」という諮問を行いました。児童資料室には、現在、科学読物研究会から寄贈を受けた、「吉村証子記念文庫」を母体とする、9,000 冊くらいの科学読物に関する研究書とか、科学読物が配架されております。この児童資料室は、原則として館内閲覧、利用対象者は児童及び児童資料研究者として今日まで運営されておりましたが、PR を行っても利用者が 1 日 1 人あるかないかという程度の利用者しかおりません。

そこで、施設の有効活用ということと、児童資料の収集・保存・活用を含めて、新たな方向性を検討していただきたいということで、図書館協議会のほうに諮問を行いました。私からは以上です。

委員長 何かご質問、ご意見等ございますか。

大門職務代理者 もっと活用できる場所にこれを移してもいい、例えば手離してもいいということが含まれていますか。

中央図書館次長 手離すというよりも、有効活用ですから、結果によっては、どこかに保存するような形になるか、そういう形に。手離すというよりも、場所を変えて、どこかに保存するという方向性であろうというふうに考えております。

委員長 それでは、教育委員会を休憩といたします。休憩の間に、永福南小学校訪問、済美研究所における教科書展示会の視察研修ということに移ります。よろしいですか。

庶務課長 学校訪問の間は、休憩ということで、済研での教科書等の視察の部分については、委員会の再開ということで、よろしくお願いいたします。

事務局参事 お時間があれば、杉五のほうで子ども集会をやっていますので、2時20分までやっておりますので。

委員長 それでは休憩に入ります。

〔休憩 10：00～12：45〕

委員長 委員会を再会し、視察を行います。

〔済美教育研究所、教科用図書展示会視察 13：00～14：00〕

委員長 以上で本日の会議を閉じます。